

仙台市復興公営住宅の入居者募集方針

1 基本的考え方

復興公営住宅は、震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい世帯が、安全に安心して暮らしていただけるよう整備する低廉な家賃の公営住宅でありますことから、入居者の募集については、自力再建が困難な住宅困窮世帯が入居しやすい仕組みであることが必要です。

この観点から、復興公営住宅の入居者募集については、以下のとおり入居申込区分を設け、実施してまいります。

優先入居については、希望する住宅に抽選なしで入居できることを基本とし、優先順位による入居については、対象の世帯が市内いずれかの住宅に入居できるようにしてまいります。

また、コミュニティ入居については、震災前や応急仮設住宅におけるコミュニティのまとまりで入居いただけるようにするとともに、一般抽選については、住宅確保の配慮が必要な世帯が入居しやすく、様々な世帯構成の方がバランスよく入居できるよう、抽選優遇を行ってまいります。

なお、今後の応募状況により、必要に応じて、募集方針の見直しを行ってまいります。

(入居申込区分)

申込区分		申込みができる世帯
優先入居		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市の防災集団移転促進事業対象世帯 ・ 仙台市の津波浸水区域に住宅を所有し居住していた世帯でまとまって入居するために整備を検討している復興公営住宅を希望する世帯
優先順位		満 70 歳以上のみ世帯
		中度以上の障害のある方がいる世帯 (中度以上…身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A, B、精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級)
		中学生以下の子を扶養するひとり親世帯
コミュニティ入居		震災前や仮設住宅等でのコミュニティのまとまりで入居したい世帯 (5 世帯以上)
一般抽選	個別申込み	個別に入居したい世帯
	グループ申込み	小規模のグループで入居したい世帯 (2～4 世帯)

※ 市外被災者で、申込締切日までに仙台市に住民登録のない方については、申し込みはできますが、間取りごとの応募人数が募集戸数を下回り空きが生じた場合のみ、入居者選定の対象となります。

2 申込区分ごとの募集方法について

(1) 優先入居について

仙台市の防災集団移転促進事業対象世帯（仙台市の指定する災害危険区域に住宅を所有し居住していた世帯）については、希望する住宅に抽選なしで入居できることを基本とします。なお、間取りごとの応募数が募集戸数を上回った場合は抽選を行いますが、非当選の場合、第 2 希望の住宅や間取りを斡旋するなどにより、確実に入居できるようにしてまいります。

また、仙台市の津波浸水区域に住宅を所有し居住していた世帯については、地域コミュニティ維持の観点からまとまって入居するために整備を検討している復興公営住宅に、優先的に入居できることとします。

(2) 優先順位による入居について

住宅確保に配慮が必要な世帯に優先的に入居していただけるよう、次の世帯を対象に募集を行い、入居者を決定いたします。

①申し込みできる世帯

- ア) 満70歳以上のみの世帯
- イ) 中度以上の障害のある方がいる世帯
- ウ) 中学生以下の子を扶養するひとり親世帯

②入居者の決定方法

申し込みいただいた世帯の住宅困窮度を、①に記載の世帯の属性を基本要件として、被災時や現在の居住状況（被災時持家に居住していた方、現在応急仮設住宅に居住されている方）と被災時の住所（市内居住）を加味しながら点数化し、その点数が高い順に入居者を決定します。

なお、間取りごとの応募数が募集戸数を上回った場合、住宅困窮度による点数が同じ世帯で抽選を行いますが、非当選の場合、第2希望の住宅や間取りを斡旋するなどにより、市内いずれかの住宅に入居できるようにしてまいります。

(3) コミュニティ入居について

震災前や応急仮設住宅のコミュニティに対応し、防災集団移転促進事業の対象世帯については、希望する住宅に個別、またはまとめて入居することができるほか、津波浸水区域に住宅を所有し居住していた世帯がまとめて入居できる復興公営住宅を整備することを検討していますが、さらに次のとおりコミュニティ単位での申し込みができることとします。

①申し込みできる世帯

震災前や応急仮設住宅のコミュニティにおいて、復興公営住宅の入居資格があり、5世帯以上でまとめて入居の申込みをする世帯。

②コミュニティ入居が可能な住宅

原則として、震災前の居住地、または応急仮設住宅の近くにある住宅を基本とします。

なお、被災地や応急仮設住宅との位置関係、意向調査での希望倍率等を考慮し、通町住宅など一部住宅を対象外とすることがあります。

対象外とする住宅につきましては、(仮称)選考委員会において選定することとします。

③入居者の決定方法

コミュニティ入居による入居者は、コミュニティに関する次の要素に着目し、(仮称)選考委員会において選考することとします。

- コミュニティ内容
- コミュニティ希望理由
- 申込み住宅と、震災前の居住地、または応急仮設住宅との位置関係
- ※ 選考に際しては、住宅ごとに、一般抽選等の他の申込区分枠とのバランスも考慮します。

(4) 一般抽選による入居について

一般抽選は、個別世帯単位での申し込みのほか、高齢者の見守りや近所間の支え合い等のため、小規模なグループでまとめて同じ団地に入居の申し込みができるようにいたします。

また、各住宅において、様々な世帯構成の方がバランスよく入居できるよう、一般抽選による入居者の枠は、5割程度を目安に確保することを基本とし、各住宅の枠配分については(仮称)選考委員会において審議いたします。

【個別申込み】

①申し込みできる世帯

復興公営住宅の入居資格がある全ての世帯が、個別世帯単位で申し込むことを可能とします。

②入居者の決定方法

入居者は抽選により決定いたします。

抽選にあたっては、次のとおり世帯の収入や居住状況、世帯属性といった世帯状況の要素を考慮して、当選確率の優遇を行います。

○ 世帯の収入

- ・特別減免世帯（収入月額が0千円から80千円以下）

※ 収入月額は、世帯全員の年間所得額から、扶養控除や障害者控除等の世帯属性に応じた控除額を差し引いた額を12で割った額

○ 居住状況

- ・被災時仙台市内に居住していた世帯
- ・被災時に持家に居住していた世帯
- ・応急仮設住宅に居住している世帯

○ 世帯属性

- ・20歳未満の子を扶養するひとり親世帯
- ・18歳未満の子3人以上と現に同居している多子世帯
- ・小学校就学の始期に達するまでの子と現に同居している子育て世帯

【グループ申込み】

①申し込みできる世帯

復興公営住宅の入居資格がある全ての世帯で、高齢者の見守りや近所間の支え合い等のため2~4世帯の方がまとまってグループを構成し、申し込むことを可能とします。

②入居者の決定方法

入居者は抽選により決定します。

抽選にあたっては、【個別申込み】と同様の当選確率の優遇を行うほか、グループ内に【優先順位】の申込区分に該当する世帯がいる場合には、その要素に着目した当選確率の優遇を行います。

(5) 特別な住宅について

【特別な住宅/ペットと一緒に入居できる住宅】

現在、ペットを飼育し、引き続き復興公営住宅においてペットと一緒に入居を希望する世帯については、特定の住宅を対象として、ペットと一緒に入居できることといたします。

①申し込みできる世帯

現在ペットを飼育しており、引き続き復興公営住宅でもペットと一緒に入居を希望する世帯

②ペットと一緒に入居できる住宅

ペットと一緒に入居できる住宅は、入居意向調査における、ペットと一緒に入居を希望する住宅や世帯数を踏まえて、次の観点から、原則、以下の復興公営住宅といたします。

ア) 複数の棟数がある住宅のうちの1棟を基本に、または、ペット飼育のための周辺環境が整っている住宅

イ) 防災集団移転対象世帯の入居希望先に配慮しつつ、各方面にバランスよく配置するとともに、年次のバランスについても考慮

【平成 25 年度完成予定分】 田子西、荒井東(第 1 期)、若林西、鹿野、芦ノ口

【平成 26 年度完成予定分】 霊屋下、落合、角五郎、燕沢、中倉、六丁の目中町、あすと長町

※今後の検討状況により、対象住宅を変更する場合がございます。

③ペットの管理

ペットと一緒に入居される場合は、他の入居者の迷惑とならないよう、ペットの適切な管理のため、入居時にペットの管理協定を仙台市と結び、団地内のペット飼育世帯で構成される管理団体に入居することを要件とします。

④飼育できるペットの種類等

- ・飼育できるペットは、居室内で飼育することが可能な大きさで、仮設住宅等で飼育していたペットとします。(ただし、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)はこの限りではないものとします。)
- ・また、入居者の迷惑となるペットを飼育することはできません。
- ・飼育できるペットの種類は、犬、猫、小動物等(鳴き声などにより、住民に迷惑や危害等の恐れのないもの)とします。
- ・なお、これらに該当しないペットとの入居申込みがあった場合は、(仮称)選考委員会において、そのペットと一緒に入居可能か判断するものといたします。

⑤入居者の決定方法

入居者は申込み世帯の申込区分(優先入居、優先順位、コミュニティ入居、一般抽選)に応じ、それぞれの区分における入居者決定方法と同様の方法により入居者を決定します。

【特別な住宅/車いす住宅】

車いすで常時生活している方が安心して生活できるよう、住宅内外に段差解消や手すり等を備えた住宅です。

①申し込みできる世帯

復興公営住宅の入居資格がある世帯のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度の障害があり、住戸内も含めて、車いすで常時生活している方を含む世帯

②対象の住宅

既存住宅を改修して復興公営住宅とする芦ノ口、角五郎の 2 住宅以外の全ての住宅に設置します。

※住宅内外の段差解消や手すり、車いす用流し台等の設備を備えた住宅で、間取りは基本的に 2DK (50㎡)。

③入居者の決定方法

入居者は申込み世帯の申込区分(優先入居、優先順位、コミュニティ入居、一般抽選)に応じ、それぞれの区分における入居者決定方法と同様の方法により入居者を決定します。

《お問い合わせはこちらまでお願いします》

仙台市都市整備局復興公営住宅室

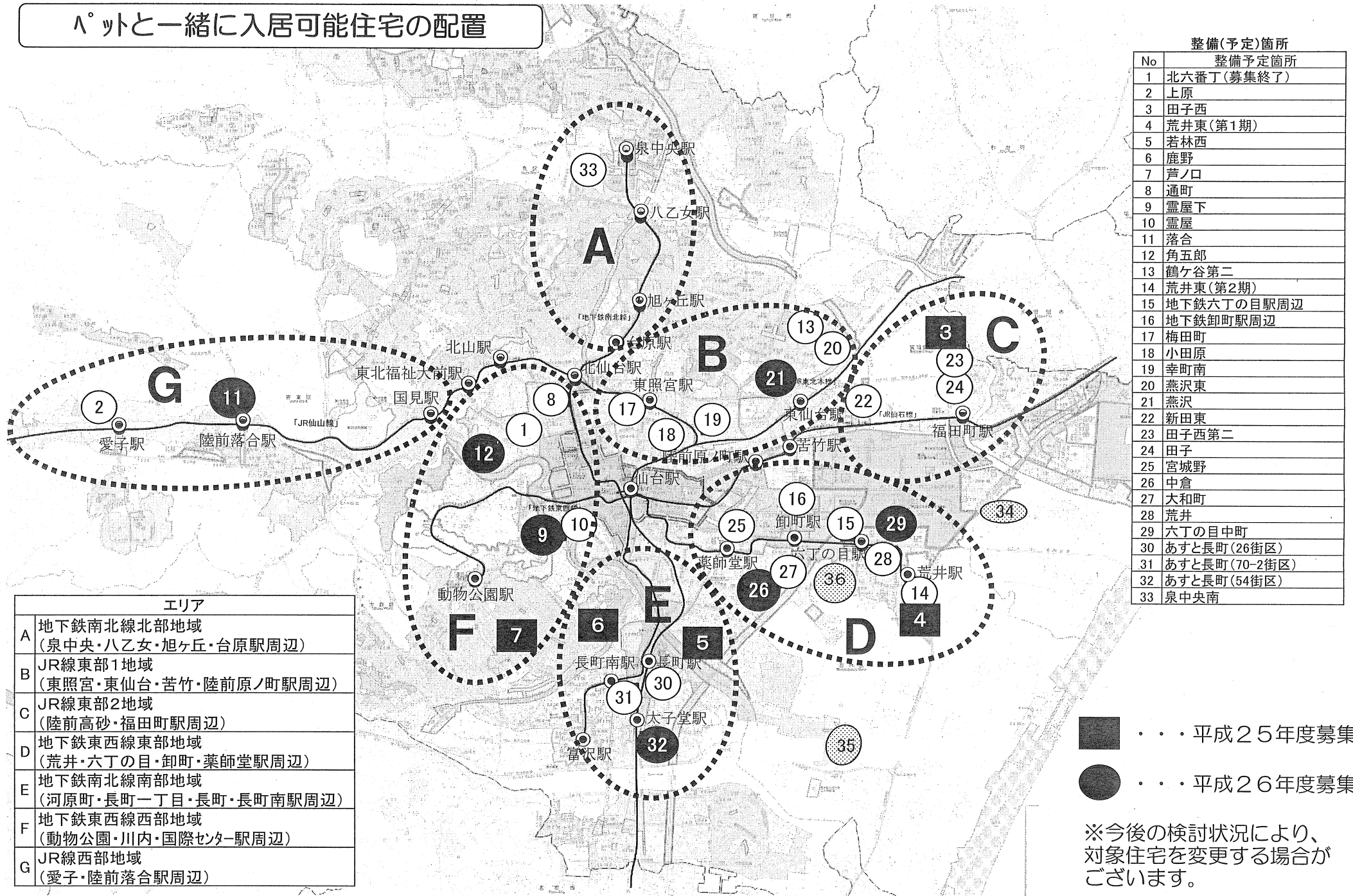
〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話：022-214-8333

FAX：022-268-2963

パットと一緒に入居可能住宅の配置



整備(予定)箇所

No	整備予定箇所
1	北六番丁(募集終了)
2	上原
3	田子西
4	荒井東(第1期)
5	若林西
6	鹿野
7	芦ノ口
8	通町
9	霊屋下
10	霊屋
11	落合
12	角五郎
13	鶴ヶ谷第二
14	荒井東(第2期)
15	地下鉄六丁の目駅周辺
16	地下鉄卸町駅周辺
17	梅田町
18	小田原
19	幸町南
20	燕沢東
21	燕沢
22	新田東
23	田子西第二
24	田子
25	宮城野
26	中倉
27	大和町
28	荒井
29	六丁の目中町
30	あすと長町(26街区)
31	あすと長町(70-2街区)
32	あすと長町(54街区)
33	泉中央南

エリア	
A	地下鉄南北線北部地域 (泉中央・八乙女・旭ヶ丘・台原駅周辺)
B	JR線東部1地域 (東照宮・東仙台・苦竹・陸前原ノ町駅周辺)
C	JR線東部2地域 (陸前高砂・福田町駅周辺)
D	地下鉄東西線東部地域 (荒井・六丁の目・卸町・薬師堂駅周辺)
E	地下鉄南北線南部地域 (河原町・長町一丁目・長町・長町南駅周辺)
F	地下鉄東西線西部地域 (動物公園・川内・国際センター駅周辺)
G	JR線西部地域 (愛子・陸前落合駅周辺)

- ……平成25年度募集
- ……平成26年度募集

※今後の検討状況により、対象住宅を変更する場合がございます。